



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

747	随意契約の相手方の決定	(食品・生活衛生課).....	1
748	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(長寿社会課).....	2
749	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( ).....	2
750	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	3
751	指定自立支援医療機関の指定	( ).....	3
752	〃	( ).....	3
753	〃	( ).....	3
754	指定自立支援医療機関の変更	( ).....	4
755	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	4
756	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	( ).....	4
757	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	5
758	大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	( ).....	6
759	建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課).....	6
760	〃	( ).....	7
761	〃	( ).....	7
762	道路の供用開始	(道路保全課).....	8
763	道路の区域変更	( ).....	8
764	道路の供用開始	( ).....	9
765	道路の区域変更	( ).....	9
766	道路の供用開始	( ).....	9

## 告 示

### 和歌山県告示第747号

高速液体クロマトグラフ質量分析装置の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年5月19日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

金陵電機株式会社

大阪市淀川区新高三丁目3番11号

5 随意契約に係る契約金額

30,240,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,240,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第748号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071401149	海南在宅福祉企業組合	居宅介護支援事業所和が家	海南市木津285	居宅介護支援	平成26.6.1	平成32.5.31
3071500650	株式会社日進月歩	ケアプランあゆむ	有田市宮原町須谷487-3	居宅介護支援	平成26.6.1	平成32.5.31
3072000585	株式会社サニー	ケアプランセンター陽	御坊市湯川町財部706番地5	居宅介護支援	平成26.6.1	平成32.5.31
3072100880	株式会社和	ケアサポートなごみ	日高郡由良町里248-1	居宅介護支援	平成26.6.1	平成32.5.31

和歌山県告示第749号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071700680	株式会社ケアパートナーズ	すみれ訪問介護事業所	紀の川市上田井1083-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.6.1	平成32.5.31
3072500899	株式会社ハートリンク	ハートケア	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井1227番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.6.1	平成32.5.31
3061790048	株式会社ケアパートナーズ	すみれ訪問看護ステーション	紀の川市上田井1083-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成26.6.1	平成32.5.31

30713008 53	株式会社アナログ	太陽の家	伊都郡かつらぎ町大字 高田196番地	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 26.6.1	平成 32.5.31
30718004 80	合同会社三栄メディ カルケア	リハビリデイサービ スソレイユ	岩出市野上野97	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 26.6.1	平成 32.5.31
30721008 98	株式会社和	デイサービスほのか	日高郡由良町里248-1	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 26.6.1	平成 32.5.31

## 和歌山県告示第750号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3022410 280	南紀の台ホーム	西牟婁郡上富田 町南紀の台5-19	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	社会福祉法人 やおき福祉会	田辺市下三栖14 75-201	平成 26.6.1

## 和歌山県告示第751号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ウェーブ薬局紀伊山田店	橋本市神野々字大道南382-17	的場久	平成 26.6.1

## 和歌山県告示第752号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社なのはな	橋本市城山台二丁目22-12	訪問看護ステーションなのはな	平成 26.6.1

## 和歌山県告示第753号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の

規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社くまの薬局明洋店	田辺市明洋一丁目19番18号	榎本優子	平成 26. 6. 1

#### 和歌山県告示第754号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
エバグリーン薬局新中島店	和歌山市新中島124	医療機関の名称	ファミリー薬局	エバグリーン薬局新中島店	平成 25. 9. 13
オレンジ薬局新宮店	新宮市新町三丁目2-15	医療機関の名称	ひかり調剤薬局新町店	オレンジ薬局新宮店	平成 26. 5. 1
かもめ薬局	有田郡湯浅町湯浅135-10	医療機関の所在地	有田郡湯浅町湯浅2799	有田郡湯浅町湯浅135-10	平成 26. 4. 7

#### 和歌山県告示第755号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

##### 1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Hot Stuff Another 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Awake 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

##### 2 失効理由

当該知事監視製品が薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

##### 3 失効年月日

平成26年6月10日

#### 和歌山県告示第756号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成26年6月10日

## 1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Diamond ARCTIC SUPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Gold ARCTIC SUPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「JOHANNES RAPHAEL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「ERO ERO SHOCKER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「K♥」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「BUTTERFLY TASAKA HYPER MIX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

## 3 施行期日

平成26年6月10日

---

**和歌山県告示第757号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

セントラルシティ和歌山

和歌山県和歌山市小雑賀805番1 外

## 2 意見の対象となった届出に係る告示

平成26年和歌山県告示第43号

## 3 意見の概要

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
- (2) 騒音規制法及び振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。  
なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。
- (3) 廃棄物処理法、建設リサイクル法を遵守して工事を施工し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
- (4) 屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

## 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）

## 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成26年6月10日から同年7月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第758号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) スーパーエバグリーン岩出店

和歌山県岩出市高塚188番1 外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成26年和歌山県告示第64号

3 意見の概要

- (1) 出入口における交通安全対策の確保に万全を期すこと。
- (2) 付近の安全と生活環境の保全を図り、公害関係法令、和歌山県公害防止条例を遵守すること。万一、苦情が発生した場合は、事業主において早急に対処し、改善すること。
- (3) 和歌山県屋外広告物条例を遵守すること。
- (4) 開発行為を伴う場合は都市計画法に基づく許可が必要。
- (5) 岩出市開発事業に関する条例による協議が必要。
- (6) 防犯、青少年の非行防止に努めること。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)

岩出市事業部農林経済課(岩出市西野209番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成26年6月10日から同年7月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第759号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 処分をする年月日 平成26年6月11日

2 処分を受ける者

- (1) 商号 小林電建株式会社
- (2) 代表者氏名 小林逸平
- (3) 主たる営業所の所在地 和歌山市出口中ノ丁18番地
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可(般・特-24)第2038号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

## 5 期間

平成26年6月11日から同年7月10日までの30日間

## 6 処分の原因となった事実

小林電建株式会社は、関西電力株式会社発注の特定架空送電工事において、他社と共同して、遅くとも平成21年4月16日以降、受注予定者が受注できるようにする行為をしていたが、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、公正取引委員会から平成26年1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を受け、当該命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

---

**和歌山県告示第760号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 処分をする年月日 平成26年6月11日

2 処分を受ける者

- (1) 商号 品川電設送電線工事株式会社
- (2) 代表者氏名 品川芳昭
- (3) 主たる営業所の所在地 紀の川市貴志川町尼寺793番地の3
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-24）第12541号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

5 期間

平成26年6月11日から同年7月10日までの30日間

6 処分の原因となった事実

品川電設送電線株式会社は、関西電力株式会社発注の特定架空送電工事において、他社と共同して、遅くとも平成21年4月16日以降、受注予定者が受注できるようにする行為をしていたが、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、公正取引委員会から平成26年1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を受け、当該命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

---

**和歌山県告示第761号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 処分をする年月日 平成26年6月11日

2 処分を受ける者

- (1) 商号 株式会社第一テック
- (2) 代表者氏名 朝間一議

- (3) 主たる営業所の所在地 田辺市稲成町336番地の1
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般・特-23）第623号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

5 期間

平成26年6月11日から同年7月10日までの30日間

6 処分の原因となった事実

株式会社第一テックは、関西電力株式会社発注の特定架空送電工事において、他社と共同して、遅くとも平成21年4月16日以降、受注予定者が受注できるようにする行為をしていたが、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、公正取引委員会から平成26年1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

和歌山県告示第762号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町動木字下墓尾99番1地先から同町動木字下墓尾107番3地先まで

供用開始の期日 平成26年6月10日

和歌山県告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 長野上秋津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市長野字庵ノ腰1447番1地先から同市長野字庵ノ腰1444番2地先まで	旧	3.50 } 6.30	30.00	



同上	新	6.30 } 32.60	30.00	
----	---	--------------------	-------	--

**和歌山県告示第764号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 長野上秋津線

供用開始の区間 田辺市長野字庵ノ腰1447番1地先から同市長野字庵ノ腰1444番2地先まで

供用開始の期日 平成26年6月10日

**和歌山県告示第765号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町動木字保場145番1地先から同町動木字保場145番4地先まで	旧	15.45 } 16.64	24.50	
海草郡紀美野町動木字保場146番1地先から同町動木字保場147番7地先まで	新	16.64 } 19.79	24.50	

**和歌山県告示第766号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 海草郡紀美野町動木字下墓尾110番1地先から同町動木字保場125番11地先まで

供用開始の期日 平成26年6月10日